

熊本地震 すべての一部損壊世帯へ、負担軽減の支援を！

市長「更なる支援策は、『復興基金』の活用を含めて検討していきたい」との答弁

一部損壊世帯の「半数」しか支援が受けられていない

「一部損壊世帯」への支援がやっと一步を踏み出し、100万円以上の修繕費を必要とした世帯へ10万円の補助、住民税非課税世帯とひとり親世帯に対し3万円の義援金支給が決まり、支援が始まっています。しかし、実際に支援が受けられるの

は、り災証明が発行された68,000世帯の約半数です。

半壊以上の世帯には、り災証明の程度に応じすべての被災者に平等な支援ですが、一部損壊世帯は、修理費が多額、生活困窮等の条件がなければ支援が受けられません。

他都市の大災害事例では、一部損壊にも平等な支援

政令市の過去の大災害では、広島市が2014年の豪雨災害で住家の再建をしなかった世帯に対しても義援金35万円を支給。同じく2014年の台風・豪雨で神戸市はすべての一部損壊世帯に生活再建支援金15万円を支給、2015年の災害で京都市はすべての一部損壊世帯に5万円を支給。中越地震では、新潟県が一部損壊世帯に5万円の義援金を出しています。

一部損壊でも屋根が大きく損傷し、部屋の中から見上げると被せたブルーシートが見える状態、今まで何とかしのいできたものの、大雨にでもなれば被害が拡大すると心配しながら、ブルーシートの張替え費用さえ工面できず、発災時のまま手付かず状態で生活する世帯もあります。

一部損壊世帯への支援は急を要します。

実態を把握し、支援拡充を行うよう強く要望

1月に市長は仮設住宅訪問を行いました。被災者のほんの一部分(529世帯)です。り災証明は約119,000世帯に発行されており、すべての世帯が真の再建ができる見通しがあるのか、できなければ、その原因がどこにあるのか、被災者の実態を今の時点で調査すべきです。上野議員は、一般質問で全被災者の調査を求めました。

日本共産党市議団は、すべての被災者への支援を行う立場で、100万円以下の修理でも、修理費の1割を補助するよう拡充することや、現行制度の対象外の人への支援は、一般財源を使い実施するよう求めました。

繰り返し要望する中で、市長は予算決算委員会総括質疑で、「更なる支援策は、『復興基金』の活用を含めて検討していきたい」と答弁しました。

(控室から)

熊本地震チャリティイベント やまぐちん

さる3月5日、地元武蔵校区で、熊本地震のチャリティイベントが開催されました。これは、もともと東日本大震災以降、毎年、宮城県仙台市の仮設団地のみなさんを応援するために行っていったものを、今年は熊本地震に特化して開催したものです。

イベント恒例の餅つき大会。今年は、武蔵中野球部のみなさんが応援にかけつけ、30キロもの餅米を見事つきあげてくれました。餅の販売も大好評でした。

また、地元のお母さん方が腕をふるってくれた豚汁などの食バザーや、オカリナのコンサートなど催しも盛りだくさんで、例年になく参加がありました。

募金も、小さな子がペットボトルいっぱい小銭を貯めてくれたり、仙台の仮設団地のみなさんから募金を寄せて頂き、総額12万円ほどが集まりました。

しかし、なかには「今日は、熊本の募金だけなんだね」と残念そうに募金される方もあり、東日本大震災もまだまだ復興のさなか、忘れてはいけないんだと、ハッと我に返されました。

真の意味での、市民生活の復興、そのために頑張らねばと思います。

大島 裕



日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

上野みえこ なすまどか 山部洋史

熊本市中央区玉取木町1-1 議会棟

NO. 1040
2017年3月26日号
電話 328-2656
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
ホーム：共産党熊本市議団

市役所の働き方の改善を！

「過労死ライン」にも及ぶ長時間労働改善を

昨年度実績で断然トップで残業の多かったのが財政課。月平均一人当たりの残業時間は70時間で、月ごとには過労死ラインと言われる月80時間超が4カ月連続で続いていました。(3カ月は100時間超)そこに熊本地震が発生後は、4カ月連続また80時間超の残業でした。

民間企業では、過労自殺の発生し

た大手広告代理店「電通」に続き、今年2月旅行大手H I Sが労使協定で定めた月上限を100時間以上超える残業の疑いで強制捜査されました。

公営企業等を除く市役所は、労働基準監督署の管轄外ですが、民間の規準となるべき公の職場では、働くルールが守られるべきです。上野議員は長時間労働の是正を求めました。

非正規から、「正規雇用」が当たり前に

行き過ぎた職員削減により、一方で嘱託・臨時職員が増え続けています。今や、全職員の約4割が非正規職員です。非正規職員は、正規職員の半分程度の賃金しか支給されておらず、新たに「官製ワーキングプア」という問題を生んでいます。

専門的な分野では、市電運転手の85%が非正規で、正規職員はわずか12人です。図書館司書は82%、保育士は約50%、市民病院の看護師は約20%、教職員の約10%は非正規です。嘱託でも正職員と同じ業務を担っており、正規職員とすべきです。

「非正規職員」に交通費実費が払われないのは熊本市だけ

嘱託・臨時職員に交通費が実費で支払われていないのは、政令市の中でも熊本市だけです。嘱託・臨時の職員を労働者扱いしないやり方は、直ちに改善し、実費を支給すべきです。

【熊本市の支給内容】

2～5km未満・1日180円(片道90円)

*熊本市役所から5kmは、電停では「健康校前」です。電車で170円、バスで250円。半額ないしそれ以下の金額しか支給されていません。

「日常生活に必要不可欠」の「応急修理」が終わらない！

3月8日、「第8回 熊本地震からの復旧・復興に関する特別調査委員会」が開かれました。市議団からはやまべひろし委員が、いまだ5,000件近い世帯が工事を受けられていない「応急修理」について質疑をおこないました。

修理したくても業者が見つからない

「被災住宅の応急修理」制度は、半壊以上の世帯に対し、住宅の「日常生活に必要不可欠」な「最少限度の部分」の修理を行うものです。

申込者の選んだ工事業者へ、市が業者の見積書をもとに依頼し、限度額57万6千円で、「応急的に修理」をします。

しかし、この応急修理、発災か

ら10か月の2月15日現在で、申込み受付15,978件に対して、4,993件もの世帯が、いまだ工事に取りかかれずにいます。

主な理由は、業者の見積書が揃わないなどですが、一方で深刻なのは、そのうちの179件が自力で業者を見つけられずにいることです。

期限を切らず、最後の一人まで支援を

市は、業者を見つけられない人については、市のホームページに業者のリストを掲載することで対応している、としています。大事なものは面談などで個別に相談、対応することです。

くわえて問題なのが、市が修理の申込期限を4月13日までとしていることです。しかし、新規の

申し込みはいまだ絶えない状況です。

やまべ委員は、「住宅再建の第一歩である応急修理。期限を切らず最後の一人まで柔軟に対応を」と求めました。

